

お知らせ

Information

●「児童福祉週間」の標語を募集

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、理念の普及・啓発の各種行事を行っています。

平成29年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集します。元気で頑張る子どもたちを応援する標語や子どもたちから未来へ向けたメッセージとなる標語をご応募ください。詳細は、児童育成協会のホームページ (<http://www.kodomo-no-shiro.or.jp/>) をご覧ください。

(平成28年度最優秀作品)
その笑顔 未来を照らす 道しるべ
■応募期限 10月20日(木)
■主催 厚生労働省、全国社会福祉協議会、児童育成協会

問い合わせ先

児童育成協会 標語募集係
☎03(3498)4592

●10月は「年次有給休暇取得促進期間」

労働者の生活スタイルや家庭責任を果たすために、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

10月の「年次有給休暇取得促進期間」中、労使協調のもと、会社の休日に年次有給休暇をプラスして、連続休暇を取りましょう。

また、来年の年次有給休暇を計画的に取得するため、労使の話し

今月の納税など

町民税 3期分
国民健康保険税 3期分
介護保険料 3期分
後期高齢者医療保険料 4期分
納期限は10月31日(月)です。

※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

なくそう「枯草火災」～枯草となる前に刈り取りを～

これからの季節、空気が乾燥し、青々としていた草もいつしか枯草となり、『枯草火災』が発生しやすくなります。枯草は大変燃えやすく、タバコの投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から簡単に燃え広がります。



住宅周辺の枯草にご注意を！

特に、住宅周辺に繁茂している枯草から火災が発生した場合、建物に燃え移る危険性が高いため、消防署では枯草となる前の刈り取りを呼び掛けています。

枯草火災による被害をなくすためにも空地の所有者・管理者は、建物から10メートル以内（草丈20センチメートル以上）の草を刈り取り、適切な方法で処分してください。



消防署へお知らせください

消防署は、11月から町内の枯草繁茂地を調査し、火災予防上危険な場所は所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。建物の近くに枯草が繁茂しているような場所がありましたら、消防署までお知らせください。



■問い合わせ先 半田消防署阿久比支署 ☎(47)0119

合いにより、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行いましょう。

年次有給休暇取得促進期間に関するリーフレットは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>) をご覧ください。

問い合わせ先

産業観光課商工労政係
☎(48)1111 (内1226)

●10月は「クリーン排水推進月間」「浄化槽強調月間」です

愛知県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼び掛けています。

生活排水対策は、一人一人の取り組みが鍵となります。水環境に優しい取り組みを続けていきましょう。

身近な生活排水対策

▽食べ残し、飲み残しを減らす
▽三角コーナーや水切りネットを使い、排水口の汚れを取り除く
▽使用済み油は新聞紙などに吸わ

せて可燃ごみとして捨てる
▽食器や鍋の目立つ汚れは新聞紙などで拭き取る
▽洗剤は適量を使う

浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。

浄化槽を適正に管理し、長く大切に使用しましょう。

問い合わせ先

建設環境課環境係
☎(48)1111 (内1211)

●10月は「児童手当」の支給月です

中学校修了前の児童を養育している方を対象に、児童手当（制限額を越える所得がある方には特例給付）が支給されます。

今回は、6月～9月分の児童手当・特例給付を10月7日(金)に指定された金融機関に振り込みます。

問い合わせ先

子育て支援課
☎(48)1111 (内1124)